

クルを通じて循環しており、4課題を通じて取り組むことにより、効果が期待できる内容があると考えられることから、例えば、課題毎に組織している幹事会を協同で開催することも必要である。健やか親子21に積極的に取り組んだ団体に対して、褒賞制度を創設する等、参加団体の取組を活性化する方策を検討することも必要である。

- 健やか親子21の関連の取組への参加意識を高めるため、協議会の参加団体が健やか親子21シンボルマークを使用する際の基準を変更し、その使用を促進し、参加団体の活動が健やか親子21に関連する取組であることを明確にする。

5) 母子保健情報の収集と利活用

- 第1回中間評価時において、母子保健情報の収集と利活用に特に配慮することが重要とされたが、これらの母子保健事業の実態を集約評価し、改善に向けて支援をするための仕組みの構築には至っていない。
- 母子保健事業の企画、実行、評価を適切に行うため、母子保健情報の収集、分析、活用の仕組みを構築する必要がある。具体的には、第2回中間評価のために、厚生労働科学研究「健やか親子21を推進するための母子保健情報の利活用に関する研究」（主任研究者：山縣然太朗山梨大学教授）において実施した「親と子の健康度調査」を定期的実施することや、日常の母子保健活動で得られた情報を全国規模の統計として集約し、その分析結果を都道府県等へ還元する方法について、今後検討することが必要である。
- 妊娠届出時や乳幼児健診で収集している情報と先に述べた調査で得られた情報を合わせて、地域比較分析や経年比較等を行い、地域の母子保健の課題の抽出や、健診における対応・評価方法や育児支援のあり方の検討を行う等の根拠に基づき母子保健を展開するための、基盤となる仕組みの構築が求められる。

V おわりに

平成18年3月の第1回中間評価報告書を取りまとめた時と比較して、7割以上の指標が改善しており、我が国の母子保健を取り巻く状況は第1回中間評価後も更に改善していることが示唆された。一方、母子保健分野の新たな課題である思春期の健康問題や子どもの虐待といった課題や、産科医療を担う人材の確保など残された課題については、必ずしも改善しているとは言えず、健やか親子21の取組において、引き続き推進していくこと

が適当である。

また、本検討会においては、指標が改善しながらも、母子保健のみでの対応が困難な虐待等のハイリスクグループへの対策の必要性や出産・子育ての喜びを再認識することが必要との意見があった。職種や職域を超えた連携の重要性についての意見も多数あった。

今後は、本報告書の内容や検討会での意見を参考にして、すべての親子が持てる力を発揮し、健やかな生活を送ることが出来るように、子どもの健康が重視され、思春期の子どもに対する適切な応援や妊産婦、不妊の夫婦に対する優しい配慮がなされ、健康な子どもと障害や疾病を持つ子どもの育ちやその親を支援できる地域社会の実現に向けた国民運動が展開されることを希望する。